

厚生省調査結果（遊泳用プール）

都道府県名	条例等名	遊泳用プール			(備考)学校用 プール数
		プール数	管理責任者数	衛生管理者数	
北海道	遊泳用プールに関する衛生指導要綱	398	285	259	604
青森県	—	70	61	58	280
岩手県	—	78	63	42	480
宮城県	—	52	52	52	508
秋田県	—	102	102	31	422
山形県	—	93	78	75	422
福島県	福島県遊泳用プール管理指導要綱	185	179	—	830
茨城県	茨城県遊泳用プール衛生指導要綱	177	177	30	881
栃木県	—	182	179	156	608
群馬県	—	140	140	1	511
埼玉県	埼玉県プール維持管理指導要綱	277	225	174	1,293
千葉県	遊泳用プール指導要綱	341	309	185	1,074
東京都	プール等取締条例	736	736	736	2,498
神奈川県	神奈川県水浴場等に関する条例	542	542	—	—
新潟県	—	104	52	38	878
富山県	—	119	119	4	271
石川県	—	104	96	49	253
福井県	—	43	42	2	258
山梨県	山梨県プール維持管理指導要綱	81	81	—	265
長野県	—	173	—	—	687
岐阜県	岐阜県プール指導要綱	122	122	122	489
静岡県	静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱	361	361	361	890
愛知県	愛知県プール条例	297	297	297	1,135
三重県	水浴場指導要領	193	193	—	597
滋賀県	滋賀県遊泳用プール条例	136	136	6	346
京都府	—	95	—	—	567
大阪府	大阪府遊泳場取締条例	264	264	222	936
兵庫県	遊泳用プール監視指導要綱	217	217	—	862
奈良県	—	86	84	84	377
和歌山県	—	31	24	20	80
鳥取県	—	36	35	0	174
島根県	島根県水浴場管理指導要綱	57	57	55	284
岡山県	水浴場管理指導要綱	121	121	113	589
広島県	—	61	48	26	484
山口県	—	111	110	95	417
徳島県	—	48	48	48	311
香川県	—	—	—	—	—
愛媛県	—	76	76	76	484
高知県	高知県プール等管理指導要綱	45	23	21	378
福岡県	福岡県遊泳用プール指導要綱	132	129	116	1,169
佐賀県	—	65	65	54	242
長崎県	—	54	—	—	224
熊本県	大分県プール維持管理要綱	71	54	21	—
大分県	—	65	—	—	522
宮城県	—	32	18	6	456
鹿児島県	—	94	93	82	673
沖縄県	—	82	82	55	277
小計	—	6,949	6,175	3,772	25,986

これらのうちで、特に最近のプールで問題となるのはウイルスである。感染症は微生物が存在しただけで起らざる事はない。ひとつの原因として、直接皮膚より侵入するものや、耳や目よりも鼻や呼吸器にはいる場合もある。また水やタオルなどを介して直接皮膚より侵入する人間（宿主といふ）の状態である。幼児や老人の弱い人は感染症にかかりやすい。

これらはウイルスである。感染症は微生物が存在しただけでは起こらない。ひとつの経路は水や空気、あるいはは直接皮膚より混じつて、口や鼻などにより消化器や呼吸器にはいる場合もある。問題となるのは微生物が侵入するものもある。もうひとつは、それらが体内に侵入するものもある。もうひとつは、直接皮膚より侵入するものや、耳や目よりも鼻や呼吸器にはいる場合もある。問題となるのは微生物が侵入する人間（宿主といふ）の状態である。幼児や老人の弱い人は感染症にかかりやすい。

表1 主な消毒法の特徴（長所）

消毒法	長所
塩素	扱いやすい、コストが安い 残留性あり
二酸化塩素	残留性あり 毒性副生成物が比較的少ない
紫外線	扱いやすい、臭味がない 毒性副生成物が少ない
オゾン	毒性副生成物が比較的少ない 臭味がない

また、この他に特殊な方法もある。これらのうち、平均的に優れているのは塩素消毒である。大事なことは一度消毒した水が再び病原体に汚染される場合がある。常に水が消毒されている状態を保たなければならぬ。そのためオゾンや紫外線などで消毒する時も塩素消毒等と組み合

厚生省は、昨年11月に、平成5年に行なった遊泳用プールの調査結果を公表した。（一部は5号にて紹介）

平成4年4月28日に出した

厚生省生活衛生局長通知第45号の普及状況を調べる目的で行われたと考える事も出来よう。

調査結果について厚生省は、次のようにまとめている。

今回の調査結果では、管理責任者及び衛生管理者の配置状況等、遊泳用プールの実態等についての把握が十分になされていない向きがあるとともに、管理責任者等が設置されていない施設も多く見受けられる。

厚生省は、前述のまとめをふまえて、各都道府県および政令指定都市の衛生部

局長宛に次の様に要望をして

1、管理責任者及び衛生管

理者が、未設置の遊泳用

プールに対しても、管理

責任者等の設置に努める

とともに、特に衛生管

理の徹底について指導

されたいこと。

2、衛生管理者の資格につ

いては、「遊泳用プール

の衛生管理者について」

（平成4年12月11日付衛

企第122号本職通知）にお

いて示しているところで

あるが、社団法人日本

プールアメニティ施設協

会により別添2のとおり

プール衛生管理者講習会

が開催される予定である

ので、活用されたいこと。

平成五年 遊泳用プール調査結果



第9号
発行 平成7年3月1日
発行者 社団 日本プールアメニティ施設協会
東京都新宿区新宿5-17-2
TEL 03-3209-0447
FAX 03-3209-6076

健泳の町づくりを推進しよう

プールの衛生の考え方

利用者の立場でプールの維持管理を考えた時に、「衛生的第一条件となる。古代ローマの公衆浴場のように、古来より不特定多数が集まる場所ではまず衛生状態が配慮されるべきである。プールは年齢層も様々で色々な生活背景のある人が集う点で、まさに公衆利用の場である。公衆衛生を考える場合、その環境の他に病気を起こす源やそこにある人の健康状態なども考慮しなくてはならない。また、プールではとくに水質の問題のみ論じられがちであるが、より安全で健康的な

病原体とは 微生物が体内に侵入して起 病原体と感染症

健康・利用者の健康管理などが考えられる。

このうち、特にメンテナンスのうえで重要なのは、水质、環境、安全の問題である。

環境・日光、照明、水温、室温、空調 安全・施設の整備、事故の防止

毒副生成物の害 水質・感生病の対策、消滅する事項を簡単にまとめてみると、

水質・感生病の対策、消滅する事項を簡単にまとめてみると、

殺菌・体内、体外を問わず微生物を死滅させること。

微生物とは、肉眼では見ることができず顕微鏡などでのみ見ることが可能な生き物のこと、で、真菌、細菌、細胞リケッチア、ウイルスに分類される。これらの区別は次のとおりである。

これらは、肉眼では見

健泳

2、消毒の効果

微生物を死滅させる方法には薬物等による殺菌、滅菌、消毒があるが、これらの言葉の定義は以下のとおりである。

殺菌・体内、体外を問わず微生物を死滅させること。

ロンドンでは、スイミングクラブの形態をとった室内温水プール的なものがコミュニティの中に一つずつぐらいある。規模は決して大きくなり、日本の風呂屋程度であるが、ロンドンの市内の二階建の長屋街の中にある。このよつな温水プールがロンドン市内に広く分布しており、コミュニティの中心となっている。

第二次世界大戦中、アメリカ人特に兵士がヨーロッパへ行き、「ヨーロッパのプールはすばらしい、こんなところで泳いだらどんなにいいかわからない」と感じ、本土へ帰つて行った。ヨーロッパのプールを見て、アメリカではプールの建設に拍車がかかり、戦前一万であつたプールが昭和二十五（一九五〇）年にすでに十万にまでなつた。FRP、鉄板、アルミニウムなど、現在日本でも使われている材質が、一九五〇年頃日本では毎年約二千のプールが新設され、現在五万程度のプールが存在するもの、アメリカでは二二〇〇年のアーリックがあつたが、その後も米国では年約一萬ものプールが新設されている。

第二次世界大戦前、日本には、約五〇〇カ所ぐらいいつも立茨木中学校にできたプールが最初のものほとんどは学校プールであった。当時の茨木中学の生徒たちがヨーロッパ泳法を勉強し、日本にヨーロッパ泳法を伝えた。そのときの指導者は当時一高の学生で、その後日本水泳連盟の会長をされた松沢一鶴氏である。

(3) ルスが侵入しないとも限らないので、擦り傷や開いた傷口のある人は完治してから入浴するほうがよいと思われる。

(2) ヘルパンギーナ コクサツキーア群ウイルスに感染してから2～4日の潜伏期(感染から発病までの期間)の後、1～4日間続く38～39℃の発熱と咽

(3) ハイドロゲン・オキシド群ウイルス(コクサツキーア群ウイルス)による耳や鼻、目あるいは皮膚のほかに内蔵をおかす疾病も含み、主に問題となるものをみてみる。

(4) プールで問題となる主な感染症

(5) 目

(6) 急性出血性結膜炎(アボロ病)

(7) 伝染性軟膜腫(みずいぼ)

(8) 細菌性赤痢

(9) 熱衰弱

(10) 低体温症

(11) 照明の問題

(12) ウィルス性肝炎

(13) 空調の問題

(14) 事故防止

(15) 過換気症候群

(16) 安全対策と

(17) 正会員および協力会員募集中

(18) ◎詳細は事務局迄お問い合わせ下さい。◎

(19) Tel03-3209-0447 Fax03-3209-6076

(20) 第9号

(21) 第9号

(22) 第9号

(23) 第9号

(24) 第9号

(25) 第9号

(26) 第9号

(27) 第9号

(28) 第9号

(29) 第9号

(30) 第9号

(31) 第9号

(32) 第9号

(33) 第9号

(34) 第9号

(35) 第9号

(36) 第9号

(37) 第9号

(38) 第9号

(39) 第9号

(40) 第9号

(41) 第9号

(42) 第9号

(43) 第9号

(44) 第9号

(45) 第9号

(46) 第9号

(47) 第9号

(48) 第9号

(49) 第9号

(50) 第9号

(51) 第9号

(52) 第9号

(53) 第9号

(54) 第9号

(55) 第9号

(56) 第9号

(57) 第9号

(58) 第9号

(59) 第9号

(60) 第9号

(61) 第9号

(62) 第9号

(63) 第9号

(64) 第9号

(65) 第9号

(66) 第9号

(67) 第9号

(68) 第9号

(69) 第9号

(70) 第9号

(71) 第9号

(72) 第9号

(73) 第9号

(74) 第9号

(75) 第9号

(76) 第9号

(77) 第9号

(78) 第9号

(79) 第9号

(80) 第9号

(81) 第9号

(82) 第9号

(83) 第9号

(84) 第9号

(85) 第9号

(86) 第9号

(87) 第9号

(88) 第9号

(89) 第9号

(90) 第9号

(91) 第9号

(92) 第9号

(93) 第9号

(94) 第9号

(95) 第9号

(96) 第9号

(97) 第9号

(98) 第9号

(99) 第9号

(100) 第9号

(101) 第9号

(102) 第9号

(103) 第9号

(104) 第9号

(105) 第9号

(106) 第9号

(107) 第9号

(108) 第9号

(109) 第9号

(110) 第9号

(111) 第9号

(112) 第9号

(113) 第9号

(114) 第9号

(115) 第9号

(116) 第9号

(117) 第9号

(118) 第9号

(119) 第9号

(120) 第9号

(121) 第9号

(122) 第9号

(123) 第9号

(124) 第9号

(125) 第9号

(126) 第9号

(127) 第9号

(128) 第9号

(129) 第9号

(130) 第9号

(131) 第9号

(132) 第9号

(133) 第9号

(134) 第9号

(135) 第9号

(136) 第9号

(137) 第9号

(138) 第9号

(139) 第9号

(140) 第9号

(141) 第9号

(142) 第9号

(143) 第9号

(144) 第9号

(145) 第9号

(146) 第9号

(147) 第9号

(148) 第9号

(149) 第9号

(150) 第9号

(151) 第9号

(152) 第9号

(153) 第9号

(154) 第9号

(155) 第9号

(156) 第9号

(157) 第9号

(158) 第9号

(159) 第9号

(160) 第9号

(161) 第9号

(162) 第9号

(163) 第9号

(164) 第9号

(165) 第9号

(166) 第9号

(167) 第9号

(168) 第9号

(169) 第9号

(170) 第9号

(171) 第9号

(172) 第9号

(173) 第9号

(174) 第9号

(175) 第9号

(176) 第9号

(177) 第9号

(178) 第9号

(179) 第9号

(180) 第9号

(181) 第9号

(182) 第9号

(183) 第9号

(184) 第9号

(185) 第9号

(186) 第9号

(187) 第9号

(188) 第9号

(189) 第9号

(190) 第9号

正会員名簿

田332番地	株式会社三進ろ過工業
〒453	愛知県名古屋市中村区亀島2丁目22番2号
荏原エンジニアリングサー	ビス株式会社
〒108	東京都港区港南2丁目13番34号
〒467	壽化工機株式会社
区豊岡通1丁目14番地	東西化学産業株式会社
〒104	愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通1丁目14番地
丁目22番11号	日機装エイコー株式会社
新川ビル7階	日機装エイコーグループ会社
4丁目24番3号	株式会社東工業
理水化学株式会社	株式会社東工業
〒105	東京都港区東新橋1丁目2番14号
〒530	大阪府大阪市北区南森町1丁目4番10号
丁目2番3号	株式会社三協
480-102	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田112

株式会社シンド	〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号
西松建設株式会社	〒105 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号
株式会社朝日工業社	〒105 東京都港区浜松町1丁目25番7号
株式会社ピープル	〒104 東京都中央区銀座3丁目4番12号
株式会社テラルキヨクトウ	〒720 広島県福山市御幸町森脇230番地
株式会社荏原製作所	〒14 東京都大田区羽田町旭町11番1号
ヤマハ発動機株式会社	〒438 静岡県磐田市新貝2500番地
コマツ化成株式会社	〒153 東京都目黒区大橋1丁目6番3号
株式会社I N A X	〒479 愛知県常滑市鯉江町5丁目1番
日本カーリット株式会社	〒100 東京都千代田区丸ノ

監事 竹侯 耕一 公認会計士
副本部長

各委員会委員名簿

〈調査研究企画委員会委員〉

委員長 野崎 貞彦 日本大学医学部教授

副委員長 井上 宇市 〒173 板橋区大谷口上町30-1
早稲田大学理工学部名誉教授

委員 金井 雅利 〒166 杉並区本天沼2-3-6

委員 牧野ゆり子 厚生省生活衛生局企画課長補佐

委員 玉利 齋 〒100-45 千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生省保健医療局健康増進栄養課長補佐

委員 濱田 昭 〒101 千代田区霞ヶ関1-2-2
（財）日本健康スポーツ連盟理事長

委員 濱田 昭 〒142 品川区旗の台1-5-8
昭和大学薬学部名譽教授

委員長 濱田 昭 〒142 品川区旗の台1-5-8
昭和大学薬学部名譽教授

委員 金井 雅利 〒100-45 千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生省生活衛生局企画課長補佐

副委員長 大村 進 株式会社 久米設計

委員 金井 雅利 〒135 設備設室 部長

〈教務委員会委員〉

委員長 濱田 昭 昭和大学薬学部名譽教授

副委員長 金井 雅利 〒142 品川区旗の台1-5-8
厚生省生活衛生局企画課長補佐

委員 大村 進 株式会社 久米設計

下 135 江東区潮見2-1-1-22

各委員会委員名簿

通 知	
衛企 第122号	平成4年12月11日
都道府県各政令市特別区	厚生省生活衛生局企画課長
衛生主管部(局)長 殿	遊泳用プールの衛生管理者について
「遊泳用プールの衛生基準について」(平成4年4月28日付衛企第45号)厚生省生活衛生局長通知、以下の「局長通知」という。)において、遊泳用プールに衛生管理者を置くこととされているが、その設置に当たっては、下記の点について御配慮願いたい。	「遊泳用プールの衛生基準について」(平成4年4月28日付衛企第45号)厚生省生活衛生局長通知、以下の「局長通知」という。)において、遊泳用プールに衛生管理者を置くこととされているが、その設置に当たっては、下記の点について御配慮願いたい。
記 1. (1) 局長通知において、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこととされているのは、プールの衛生と安全、	ア プールの水質管理 イ プール設備の維持管理 ウ プール施設内の清掃 エ プールにおける疾病とその予防
2. (1) このため、プールの管理責任者は、衛生管理者を選任するに当たつては、下記の点について御配慮願いたい。	ア プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能については、具体的には、主として次の5点に関する知識及び技能であることを。 イ 保健康所等において開催されるプールの安全及び衛生に関する講習会に参加する。 ウ プールの管理責任者は、衛生管理者として選任した者について、上記5点の知識及び技能が十分でなくその向上が必要と認められるときは、(1)ア又は(1)イに掲げる講習会を受講させると共に積極的に研修の機会を与えるよう努めること。

游泳用プールの衛生管理者について

数も少ない。しかし、リゾートマンションに永住型増加し、職住の分離が生活の場として見直されつつある今日、近年建設されるリゾートマンションの設置にはプールがほとんどといつて良いくらい設置されている。これは、海外生活経験者の増加による生活環境の欧米化やダイエットを含む健康管理の必要性が広く認識されつつあることと関連があると思われる。



平成7年度 プール衛生管理者養成講習会のお知らせ

二〇〇〇年

- 第16回 平成7年5月18日(木)～19日(金)（東京・友愛会館）

第17回 " 6月15日(木)～16日(金)（大阪・大阪中小企業文化会館）

第18回 " 10月19日(木)～20日(金)（東京・国立公衆衛生院）

第19回 " 11月16日(木)～17日(金)（新潟・長岡市立劇場）

第20回 平成8年2月15日(木)～16日(金)（大阪・大阪中小企業文化会館）

第21回 " 3月14日(木)～15日(金)（東京・総評会館）

※会場は予定であり開催時に近隣に変更になる場合もあります。

編集後記